

四日市市行政不服審査法の施行に伴う整備条例をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第3号

四日市市行政不服審査法の施行に伴う整備条例

(四日市市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) <u>実施機関</u> 市長、教育委員会、 <u>選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、公営企業管理者、消防長及び議会の議長をいう。</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) <u>実施機関</u> 次に掲げる機関をいう。 <u>イ 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、公営企業管理者、消防長及び議会の議長</u> <u>ロ 四日市市及び桑名市消防通信指令事務協議会</u>
(3)から(8)まで (略)	(3)から(8)まで (略)
(手数料)	(費用の負担)

第 2 1 条 前条第 1 項の規定による公文書の写しの交付に係る手数料の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 白黒で交付する場合 用紙 1 枚
(A 3 判以内の大きさに限る。以下同じ。)につき 1 0 円 (両面に複写又は出力された用紙については、2 0 円)

(2) カラーで交付する場合 用紙 1 枚につき 3 0 円 (両面に複写又は出力された用紙については、6 0 円)

(3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合
市長が別に定める額

2 前項に定めるもののほか、手数料の減免その他手数料の徴収に関する事項については、四日市市手数料条例 (平成 1 2 年四日市市条例第 1 0 号) の例による。

(審査請求)

第 3 5 条 この条例の規定による個人情報の開示、訂正、削除若しくは中止の請求に対する実施機関の決定又は不作為に不服がある者は、当該実施機関に対して、審査請求 (行政不服審査法 (平成 2 6 年法律第 6 8 号) による審査請求をいう。以下同じ。) をすることができる。

2 この条例の規定による個人情報の

第 2 1 条 前条第 1 項の規定により公文書の写しの交付を受ける者は、当該公文書の写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立て)

第 3 5 条 この条例の規定による個人情報の開示、訂正、削除又は中止の請求に対する実施機関の決定に不服がある者は、実施機関に対して、行政不服審査法 (昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号) による不服申立てをすることができる。

開示、訂正、削除若しくは中止の請求に対する実施機関の決定又は不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

(諮問等)

第36条 前条第1項に規定する審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問するものとする。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で審査請求の全部を認容

(諮問等)

第36条 前条に規定する不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問するものとする。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る個人情報の全部の訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の訂正をすることとするとき。
- (4) 決定で、不服申立てに係る削除

し、当該審査請求に係る保有個人情報
の削除をすることとする場合

- (5) 裁決で審査請求の全部を認容
し、当該審査請求に係る保有個人
情報の利用又は提供の中止をする
こととする場合

2 前項の規定により諮問をした実施
機関は、次に掲げる者に対し、諮問
をした旨を通知するものとする。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不
服審査法第13条第4項に規定す
る参加人をいう。以下同じ。）

- (2) この条例の規定による個人情報
の開示、訂正、削除若しくは中止
の請求をした者（これらの者が審
査請求人又は参加人である場合を
除く。）

- (3) 当該審査請求に係る保有個人情
報の開示について反対意見書を提
出した第三者（当該第三者が審査
請求人又は参加人である場合を除
く。）

3 開示決定に対する第三者からの審
査請求があったときは、実施機関
は、審査会の答申を受けるまで、開
示を停止するものとする。

決定等（削除請求に係る個人情報
の全部の削除をする旨の決定を除
く。）を取り消し又は変更し、当
該不服申立てに係る個人情報の全
部の削除をすることとするとき。

- (5) 決定で、不服申立てに係る中止
決定等（中止請求に係る個人情報
の全部の利用又は提供の中止をす
る旨の決定を除く。）を取り消し
又は変更し、当該不服申立てに係
る個人情報の全部の利用又は提供
の中止をすることとするとき。

2 開示決定に対する第三者からの不
服申立てがあったときは、実施機関
は、審査会の答申を受けるまで、開
示を停止するものとする。

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をするものとする。

5 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第37条 第19条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する決定をするものとする。

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するものとする。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第37条 第19条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(四日市市情報公開条例の一部改正)

第2条 四日市市情報公開条例(平成12年四日市市条例第63号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 行政情報の開示</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 <u>審査請求に基づく諮問等</u> (第17条—<u>第21条</u>)</p> <p>第3章 情報公開の総合的推進 (<u>第22条—第27条</u>)</p> <p>第4章 補則 (<u>第28条—第31条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(<u>手数料</u>)</p> <p>第16条 <u>行政情報の写しの交付に係る手数料の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>白黒で交付する場合 用紙1枚</u> (<u>A3判以内の大きさに限る。以下同じ。</u>) <u>につき10円 (両面に複写又は出力された用紙については、20円)</u></p> <p>(2) <u>カラーで交付する場合 用紙1枚につき30円 (両面に複写又は出力された用紙については、60円)</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる場合以外の場合 市長が別に定める額</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、手数料の減免その他手数料の徴収に関する</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 行政情報の開示</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 <u>不服申立てに基づく諮問等</u> (第17条—<u>第20条</u>)</p> <p>第3章 情報公開の総合的推進 (<u>第21条—第26条</u>)</p> <p>第3章 補則 (<u>第27条—第30条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(<u>費用の負担</u>)</p> <p>第16条 <u>行政情報 (電磁的記録を除く。) の写しの交付を受ける者は、別に定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p>2 <u>電磁的記録の開示を受ける者は、別に定めるところにより、当該開示</u></p>

事項については、四日市市手数料条例（平成12年四日市市条例第10号）の例による。

第2節 審査請求に基づく諮問等

（審理員の指名の適用除外）

第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

（諮問等）

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、四日市市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を開示することとする場合（当該行政情報の開示について反

の実施に伴う費用を負担しなければならない。

第2節 不服申立てに基づく諮問等

（諮問等）

第17条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関（議会を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、四日市市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20

対意見書が提出されている場合を除く。)

- 2 開示決定に対する第三者からの審査請求があったときは、実施機関は、審査会の答申を受けるまで、開示を停止するものとする。
- 3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人 (行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。))
- (2) 開示請求者 (開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る行政情報の開示について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

- 2 開示決定に対する第三者からの不服申立てがあったときは、実施機関は、審査会の答申を受けるまで、開示を停止するものとする。
- 3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者 (開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(議会からの諮問等)

第20条 議会が行った開示決定等について行政不服審査法の規定による審査請求があったときは、議会は、第18条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問することができる。

2 前項の規定により議会が諮問する場合においては、第18条第2項及び第3項並びに前条の規定を準用する。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る行政情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第22条 (略)

(議会からの諮問等)

第19条 議会が行った開示決定等について行政不服審査法の規定による不服申立てがあったときは、議会は、第17条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問することができる。

2 前項の規定により議会が諮問する場合においては、第17条第2項及び第3項並びに前条の規定を準用する。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第20条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第21条 (略)

<u>第 2 3 条</u> (略)	<u>第 2 2 条</u> (略)
<u>第 2 4 条</u> (略)	<u>第 2 3 条</u> (略)
<u>第 2 5 条</u> (略)	<u>第 2 4 条</u> (略)
<u>第 2 6 条</u> (略)	<u>第 2 5 条</u> (略)
<u>第 2 7 条</u> (略)	<u>第 2 6 条</u> (略)
<u>第 2 8 条</u> (略)	<u>第 2 7 条</u> (略)
<u>第 2 9 条</u> (略)	<u>第 2 8 条</u> (略)
<u>第 3 0 条</u> (略)	<u>第 2 9 条</u> (略)
<u>第 3 1 条</u> (略)	<u>第 3 0 条</u> (略)

(四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第 3 条 四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成 2 1 年四日市市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 3 条 次の各号に掲げる事務を行うため、四日市市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 諮問機関の諮問に応じ、<u>審査請求</u>について調査審議すること。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 3 条 次の各号に掲げる事務を行うため、四日市市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 諮問機関の諮問に応じ、<u>不服申立て</u>について調査審議すること。</p>

(2) (略)

2 から 4 まで (略)

(合議体)

第 5 条 審査会は、委員 3 人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 (略)

3 前 2 項の規定にかかわらず、審査会又は合議体が必要と認める場合においては、委員の全員をもって、審査請求に係る事件について調査審議する。

(審査会の調査権限)

第 8 条 (略)

2 から 4 まで (略)

5 第 1 項、第 3 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。次条第 2 項及び第 14 条第 1 項において同じ。）又は諮問機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

(2) (略)

2 から 4 まで (略)

(合議体)

第 5 条 審査会は、委員 3 人をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

2 (略)

3 前 2 項の規定にかかわらず、審査会又は合議体が必要と認める場合においては、委員の全員をもって、不服申立てに係る事件について調査審議する。

(審査会の調査権限)

第 8 条 (略)

2 から 4 まで (略)

5 第 1 項、第 3 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出等)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、当該意見書又は資料を提出したもの以外の審査請求人等にその旨を通知するよう努めるものとする。

(委員による調査手続)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、委員のうちから指名する者に、第8条第1項の規定により提示された行政情報等を閲覧させ、同条第5項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項の規定による

第9条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出等)

第10条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、不服申立人等から意見書又は資料が提出されたときは、当該意見書又は資料を提出したもの以外の不服申立人等にその旨を通知するよう努めるものとする。

(委員による調査手続)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、委員のうちから指名する者に、第8条第1項の規定により提示された行政情報等を閲覧させ、同条第5項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項の規定による

審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第12条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)

(以下この条において「閲覧」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付若しくは閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申等)

第14条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものと

不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第12条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付

(以下この条において「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(答申等)

第14条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものと

する。ただし、第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認める場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 審査会は、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する第三者からの審査請求に係る諮問があったときは、他の事件に優先して調査審議し、早期の答申に努めなければならない。

(審査請求の制限)

第15条 この条例の規定による審査会若しくは委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

第16条 (略)

第17条 (略)

する。ただし、第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認める場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 審査会は、開示決定等に対する第三者からの不服申立てに係る諮問があったときは、他の事件に優先して調査審議し、早期の答申に努めなければならない。

第15条 (略)

第16条 (略)

(四日市市職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 四日市市職員退職手当支給条例(昭和31年四日市市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(退職手当の支払の差止め)	(退職手当の支払の差止め)
第13条 (略)	第13条 (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)
4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分	4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分

(以下「支払差止処分」という。)
 を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 から 10 まで (略)

(以下「支払差止処分」という。)
 を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 から 10 まで (略)

(四日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 四日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年四日市市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により、人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告する事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 職員の人事評価の状況</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5) 職員の休業の状況</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により、人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告する事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>

<p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>職員の退職管理の状況</u></p> <p>(9) <u>職員の研修の状況</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 前条の規定により、業務の状況に関し公平委員会が報告する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求の状況</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 前条の規定により、業務の状況に関し公平委員会が報告する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>不服申立ての状況</u></p> <p>(3) (略)</p>
---	--

(四日市市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第6条 四日市市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年四日市市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載し、審査申出人がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載し、審査申出人がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1) <u>申出の年月日</u></p> <p>(2) <u>審査申出人の住所及び氏名（審査申出人が法人である場合においては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び</u></p>

(2) 審査の申出に係る処分の内容

(3) 審査申出の趣旨及び理由

(4) (略)

(5) 審査の申出の年月日

(6) (略)

3 から 5 まで (略)

(書面審理)

第 13 条 (略)

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認められた資料の概要を記載した文書を送付するものとする。

3 (略)

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

(手数料の額等)

第 17 条 法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 38 条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料の額、手数料の減免その他手数料の徴収に関する事項については、四日市市行政不服審査会の例による。

氏名)

(3) 審査申出事項

(4) 審査申出の事由

(5) (略)

(6) (略)

3 から 5 まで (略)

(書面審理)

第 13 条 (略)

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認められた資料の概要を記載した文書を送付するものとする。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

3 (略)

(議事についての調書)

第18条 書記は、第14条から第16条までに規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成するものとする。

2 (略)

(決定書の作成)

第19条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。

第20条 (略)

第21条 (略)

第22条 (略)

第23条 (略)

(議事についての調書)

第17条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成するものとする。

2 (略)

(決定書の作成)

第18条 委員会は、審査の決定をした場合においては決定書正副各1通を作成するものとする。

第19条 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

第22条 (略)

第 2 4 条 (略)

第 2 3 条 (略)

(四日市市税条例の一部改正)

第 7 条 四日市市税条例 (平成 1 6 年四日市市条例第 4 2 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第 1 8 条の 2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類 (<u>審査請求</u>に関するものを除く。) の提出又は納付若しくは納入 (以下この条において「申告等」という。) に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2 から 5 まで (略)</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第 1 8 条の 2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類 (<u>不服申立て</u>に関するものを除く。) の提出又は納付若しくは納入 (以下この条において「申告等」という。) に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2 から 5 まで (略)</p>

(四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 8 条 四日市市消防団員等公務災害補償条例 (平成 1 4 年四日市市条例第 3 7 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>審査請求</u>)</p> <p>第 5 条 市の行う非常勤消防団員又は消防作業従事者等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置</p>	<p>(<u>異議申立て</u>)</p> <p>第 5 条 市の行う非常勤消防団員又は消防作業従事者等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置</p>

の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対し、審査請求をすることができる。

の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対し、異議申立てをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(四日市市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の四日市市個人情報保護条例第35条から第37条までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた四日市市個人情報保護条例第35条に規定する実施機関の決定(以下「実施機関の決定」という。)又は同条例第12条第1項に規定する開示請求(以下「開示請求」という。)、同条例第22条第1項に規定する訂正請求(以下「訂正請求」という。)、同条例第27条第1項に規定する削除請求(以下「削除請求」という。)若しくは同条例第31条第1項に規定する中止請求(以下「中止請求」という。)に係る不作為に対する審査請求から適用し、施行日前にされた実施機関の決定又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは中止請求に係る不作為に対する不服申立てについては、なお従前の例による。

(四日市市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の四日市市情報公開条例第17条から第21条までの規定は、施行日以後にされた四日市市情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等(以下「開示決定等」という。)又は同条例第5条第1項に規定する開示の請求(以下「開示の請求」という。)に係る不作為に対する審査請求から適用し、施行日前にされた開示決定等又は開示の請求に係る不作為に対する不服申立てについては、なお従前の例による。

(四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の規定は、第1条の規定による改正後の四日市市個人情報保護条例第36条第1項又は第2条の規定による改正後の四日市市情報公開条例第18条第1項の規定により諮問された審査請求に係る事件から適用し、第1条の規定による改正前の四日市市

個人情報保護条例第36条第1項又は第2条の規定による改正前の四日市市情報公開条例第18条第1項の規定により諮問された不服申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(四日市市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第6条の規定による改正後の四日市市固定資産評価審査委員会条例第7条第2項、第13条第2項及び第4項、第17条、第18条第1項並びに第19条第1項及び第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

(総務部総務課)